

## 四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日

告示第 50 号

(目的)

第 1 条 この告示は、人工内耳を装用している者（以下「人工内耳装用者」という。）が当該人工内耳に係る音声信号処理装置（以下「音声信号処理装置」という。）又はイヤーマールド（以下これらを「音声信号処理装置等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、人工内耳装用者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、音声信号処理装置等の購入に係る費用の全額について、医療保険、任意保険又は動産保険（以下これらを「保険」という。）による給付を受けることができる者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定により補装具の購入等に要する費用の給付の対象となる者は、助成対象者としなない。

- (1) 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 現に人工内耳を装用している者
- (3) 助成対象者本人及び当該本人の世帯員に市税等の滞納がない者
- (4) 音声信号処理装置等を購入する月の属する年度分の助成対象者本人及び当該本人の世帯員の所得割の額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。）が 46 万円以上でない者
- (5) 音声信号処理装置を購入する場合にあっては、現に装用している音声信号処理装置を購入した日から起算して 5 年以上経過した者
- (6) イヤーマールドを購入する場合にあっては、現に装用しているイヤーマールドを購入した日から起算して 6 月以上経過した者

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、音声信号処理装置等の購入（以下「購入」という。）に要する費用の額から保険による給付金を差し引いた額と 30 万円とのいずれか少ない額の 100 分の 90（助成対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 4 号に規定する者にあつては、100 分の 100）に相当する額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者又はその保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者をいう。）であつて、助成金の交付に係る申請をする日から起算して 1 年以上市の住民基本台帳に登録されているもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 人工内耳装用者カードの写し

(3) 購入に係る見積書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査等を行い、人工内耳用音声信号処理装置等助成調査書(様式第2号)を作成し、助成の可否を決定するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知するとともに人工内耳用音声信号処理装置等助成券(様式第4号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付決定通知書(業者用)(様式第5号)により申請者が購入をする業者(以下「業者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定により助成金の交付をしないと決定したときは、人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、助成券に記載された利用者負担額を業者に支払うものとする。

(業者の請求)

第8条 業者は、第6条第2項の規定による通知があった場合は、請求書に助成券を添えて、当該助成券に記載された公費負担額を市長に請求しなければならない。

(音声信号処理装置等の管理)

第9条 助成決定者は、音声信号処理装置等を購入する場合は、当該音声信号処理装置に係る任意保険又は動産保険に加入するとともに、その維持及び管理に最善の注意を払わなければならない。

2 助成決定者は、音声信号処理装置等を目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成金を申請したことが判明したとき。

(2) 法令又はこの告示の規定に違反したことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて既に交付されている助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日告示第 26 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、第 6 条第 2 項の改正規定及び第 8 条の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後において申請する四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金について適用し、同日前に申請した四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に提出又は交付されているこの告示による改正前の様式第 1 号から様式第 5 号までに規定する申請書、調査書、通知書及び助成券は、この告示による改正後の様式第 1 号から様式第 5 号までに規定する申請書、調査書、通知書及び助成券とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日告示第 28 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後において申請する四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金について適用し、同日前に申請した四国中央市人工内耳用音声信号処理装置購入費等助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 54 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの告示による改正前の四国中央市人口内耳用音声信号処理装置購入費等助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の四国中央市人口内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示による改正後の四国中央市人口内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱の規定は、施行日以後において申請する四国中央市人口内耳用音声信号処理装置等購入費助成金について適用する。
- 4 施行日の前日までに提出され、又は交付したこの告示による改正前の様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 6 号までに規定する書類は、この告示による改正後の様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 6 号までに規定する書類とみなす。

様式第1号（第4条関係）

人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

㊟

助成対象者との続柄

電話番号

助成金の交付を受けたいので、四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱第4条の規定により、必要な書類を添えて、次のとおり申請します。

また、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他の資料について、各関係機関に調査又は照会することを承諾します。

音声信号処理装置 ・ イヤーモールド				
対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	電話		性別	男・女
	障害者手帳	第	号	年 月 日交付
	障害名		障害等級	
世帯状況	氏名	助成対象者との続柄	生年月日	備考（助成対象者に対する介護の状況等）
業者	名称			
	所在地			
	電話番号		F A X	
助成を希望する理由				
該当する所得の区分		生活保護・非課税・課税・一定所得以上		
現に装着している音声信号処理装置の装着年数				年
現に装着しているイヤーモールドの装着月数				月
非課税収入の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 経過的福祉手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他の給付金等		<input type="checkbox"/> 無

様式第2号（第5条関係）

人工内耳用音声信号処理装置等助成調査書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	住 所						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別		電話番号		
世帯員の状況	氏名	年齢	助成対象者との続柄	課税状況		備考	
				課税区分	市民税所得割		
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
非課税世帯		所得	障害年金	手当	合計		
		円	円	円	円		
所得区分		1 生活保護 2 非課税 3 課税 4 一定所得以上					
市に住所を定めた年月日		年 月 日					
現に装用している音声信号処理装置（イヤーマールド）の装用開始年月日		年 月 日		交付履歴			
				初回・交付履歴有 (前回交付年月日 年 月 日)			
交付の可否		1 可 2 否					
基準額	見積額		利用者負担額		公費負担額		
円	円		円		円		
その他特記事項							
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
担当者							
㊟							

様式第3号 (第6条関係)

人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日で申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので、  
四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱第6条第1項の規定により  
通知します。

音声信号処理装置 ・ イヤーモールド			
対象者	住所		
	氏名		
助成番号		助成決定日	年 月 日
決定内容		購入	
業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
基準額		見積額	利用者負担額
円		円	円
		公費負担額	円

様式第4号（第6条関係）

人工内耳用音声信号処理装置等助成券

音声信号処理装置 ・ イヤーモールド					
助成番号		交付年月日	年 月 日		
氏名					
住所					
保護者氏名				続柄	
決定内容	購入				
業者	名称				
	所在地				
	電話番号				
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
円	円	円	円		
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
四国中央市長 印					
受領年月日	年 月 日	受領者氏名	印	助成対象者との関係	

様式第5号（第6条関係）

人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付決定通知書（業者用）

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日で申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので、四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

音声信号処理装置 ・ イヤーモールド			
対象者	住所		
	氏名		
助成番号		助成決定日	年 月 日
決定内容	購入		
業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円

様式第6号（第6条関係）

人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、四国中央市人工内耳用音声信号処理装置等購入費助成金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由